

コラム5

養育費相談支援センターの活動

「養育費相談支援センター」は、平成19(2007)年10月に開設し、厚生労働省の委託を受けた社団法人家庭問題情報センター（FPIC）が運営している。

センターは約10人の家裁調査官OBらによって構成されており、①養育費に関する電話・電子メールによる相談、②母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等に対する全国研修、③地方自治体等からの要請に応じた研修講師の派遣、④パンフレットの配布やホームページによる養育費関連情報の提供、広報活動を行っている。

平成19(2007)年10月から平成20(2008)年3月までにセンターが受けた相談件数は、電話によるものが1,116件、メールによるものが424件、合計1,540件となっており、相談者の内訳は、9割近くが母親本人又はその親族であり、父親側からの相談が1割程度となっている。また、離婚後のケースが全体の55%を占めており、他に婚姻中のケースが30%、婚姻外のケースが6%となっている。

離婚後の相談の半数以上は、父親の養育費の不払いに対するものであり、支払が滞る理由は様々だが、失業や自己破産、再婚による生活費の増加を理由にするものなどが目立っている。また、強制執行の手続を実行したいが、父親の住所や勤務先が分からないというケースも多い。一方、父親の側からの相談については、収入減を理由とした養育費の減額についてのものが目立っている。

離婚後も子に対する扶養義務があることを知らない親も多いことから、そのような相談に対しては、子の養育費の負担は扶養義務者としての責務であるということを理解してもらうよう努めている。また、養育費を支払う意欲を高めるような配慮を行うことも重要であることから、養育費を受け取る親に対して、写真を送ることなどで子の近況を知らせることを勧めるなどしている。

また、平成20(2008)年度についても、引き続き養育費に係る相談等を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員の育成・研修にも力を入れていくこととしている。

5 地方公共団体における相談

地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭等からの養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の問題を解決するため弁護士等を招いて行う特別相談事業や、平成19(2007)年度から、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談や情報提供等を行っている。